

米原市天野川ビワマス遡上プロジェクト会議設置要領

(設置)

第1条 米原市は、自然との共生や生物多様性の保全、回復を進めるためのモデル事業として、天野川にビワマスが遡上できる環境をつくり子どもたちの未来へ引継ぐこと、およびビワマスの増殖を進めることを目的に、天野川ビワマス遡上プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクト会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) ビワマスの遡上や産卵に必要な魚道、河床等の構造に関する調査研究に関すること。
- (2) ビワマスを利用したまちづくり、水産振興および環境学習に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 プロジェクト会議は、別表1に掲げる者を委員とし組織する。

(会長および副会長)

第4条 プロジェクト会議に会長および副会長を置き、会長は副市長をもって充て、副会長は滋賀県水産試験場長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 プロジェクト会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 委員は、会議を欠席する場合は、あらかじめ会長に報告するとともに、代理の者を出席させることができる。
- 3 会長は、必要に応じて別表1に掲げる委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 プロジェクト会議に、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者を幹事とし組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、経済環境部環境保全課長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。
- 5 幹事長に事故あるとき、または欠けたときは、経済環境部農政課長がその職務を代理する。
- 6 幹事長は、必要に応じて別表2に掲げる幹事以外の者を幹事会の会議に出席させ、その意

見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 プロジェクト会議および幹事会の庶務は、経済環境部環境保全課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

付 則

この要領は、平成23年6月24日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年7月10日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

天野川ビワマス遡上プロジェクト会議委員
滋賀県農政水産部水産課長
滋賀県農政水産部水産試験場長
滋賀県長浜土木事務所副所長
滋賀県湖北環境事務所長
滋賀県漁業協同組合連合会長
米原市商工会長
副市長
政策監
地域統括監
土木部長
土木部理事
教育部長
経済環境部長

別表2（第6条関係）

天野川ビワマス遡上プロジェクト会議幹事会幹事
滋賀県農政水産部水産課担当
滋賀県農政水産部水産試験場担当
滋賀県長浜土木事務所河川砂防課担当
滋賀県湖北環境事務所担当
滋賀県漁業協同組合連合会担当
天の川沿岸土地改良区担当
米原市商工会担当
政策調整課長
米原市民自治センター長
近江市民自治センター長
土木部建設課長
教育部学校教育課長
経済環境部商工観光課長
経済環境部農政課長
経済環境部環境保全課長